

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和6年10月17日

神戸市長 久元 喜造

No.	1. 随意契約に係る特定役務の名称及び数量	2. 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	3. 随意契約の相手方を決定した日	4. 随意契約の相手方の氏名及び住所	5. 随意契約に係る契約金額	6. 契約の相手方を決定した手続	7. 随意契約による理由
1	福祉医療システム児童扶養手所得制限緩和に伴う対応業務一式	神戸市こども家庭局こども未来課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	令和6年8月6日	株式会社 日立システムズ関西支社 支社長 木村 勉 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号	8,108,100円	次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。	既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
1	福祉医療システム令和6年度住記システム標準化対応作業一式	神戸市こども家庭局こども未来課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号	令和6年10月16日	株式会社 日立システムズ関西支社 支社長 木村 勉 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号	9,216,900円	次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。	既に契約をした特定役務（以下「既締結特定役務」という。）につき、既締結特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既締結特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既締結特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。